

[研究ノート]

## ポルトガルの奴隷解放令について

Sobre as legislações pombalinas da libertação dos escravos

疇谷 憲 洋

Kurotani Norihiro

### はじめに：ポルトガルと奴隷

かの国（ポルトガル）に存在する三種類目の人間は、つまり、奴隷であるが、その大部分がエチオピア（アフリカ）人であり、その数の多さは、街がチェスのゲームをしているように見えるほどで、白人と同じくらい黒人がいて、もし彼らが全員同じ言語であるならば、武器の携帯を禁止されているにも関わらず、この国の主人になりかねないほどである。…（略）…。それにしても、ポルトガル人たちが、重々しく、常に悲しげで憂鬱そうに、自分たちが見られていることを恐れて、敢えて酒を飲むこともなく笑うこともない一方で、奴隷たちは、常に喜びをあらわにし、することと言えば、すべての場所で、おおびらに、笑い、歌い、踊り、酔っぱらうのだ<sup>(1)</sup>。

（1570年代末にポルトガルを訪れたイタリア人の記録）

16世紀から19世紀初頭にかけて、ポルトガル、とりわけ首都リスボンや南部の中心都市エヴォラを訪れた外国人が残した記録の中には、アフリカ系とその混血者についての言及が多くみられる。16世紀中ごろにポルトガルを訪れた人文主義者ニコラス・クレナルドゥスも、「ポルトガルはかくも奴隷で満ちているので、リスボンだけで自由身分のポルトガル人より多くの男女の奴隷がいるのではないかと信じかねないほどです」と記述している<sup>(2)</sup>。この時代のリスボンにおけるアフリカ系黒人人口は10パーセント程度と推定されているにも関わらず、こうした記述があることは、ピレネー以北のヨーロッパ人にとって、彼らの存在がいかに印象的であったかを物語っている。

すでにローマ人やゲルマン人、イスラーム教徒の到来によって、イベリア半島においては、奴隷制や隷属民が存在しており、12世紀半ばに成立し13世紀末に半島における境界をほぼ確定したポルトガルも、こうした奴隷制や隷属民の仕組みを受け継ぎ、戦争や交易によって奴隷を獲得していたのだが、15世紀にはじまる海外進出は、ポルトガルにおける奴隷制に新たな局面をもたらす。アフリカ沿岸部への進出に伴い、奴隷交易が大規模に開始され、多くのアフリカ系黒人が奴隷としてポルトガル本国に輸入される。

こうして、アフリカ沿岸部進出とともに奴隷交易に本格的に携わるようになったポルト

ガル人は、やがてアジアからアフリカ、アメリカにかけて、活動領域を広げるとともに、各地で奴隷交易に携わり、世界的な規模での奴隷交易ネットワークを形成していた。すでにVitorino Magalhães Godinhoは、大著『大航海時代と世界経済』において、奴隷交易の歴史やポルトガル人の関与、それが果たした役割について論じているが<sup>(3)</sup>、こうした世界規模での奴隷交易に戦国期の日本も連動していたことは、岡・ソウザの研究からも明らかになっている<sup>(4)</sup>。

その一方で、ポルトガル本国においては、16世紀から18世紀にかけて、アフリカ系の黒人奴隷を中心に大量の奴隷が流入、販売、使役され、日常生活のいろいろな場面で奴隷や解放奴隷と出くわす社会が形成された。こうした歴史は、ユネスコの「奴隷の道プロジェクト」の世界的な展開とも相まって、ポルトガルにおいても様々に注目され、研究対象となっている。

例えば、Didier Lahon著『帝国の心臓にいる黒人』は、16世紀から19世紀にかけてのリスボンにおける彼らの存在や活動について、わかりやすくまとめている<sup>(5)</sup>。また、Jorge Fonsecaは、『16世紀リスボンにおける奴隷と主人』など一連の研究によって、奴隷制度の展開と社会・経済に与えたインパクトについて詳細に論じている<sup>(6)</sup>。さらに、Arlindo Manuel Caldeiraの『ポルトガル帝国における奴隷と奴隷商人』『ポルトガルにおける奴隷』は、ポルトガルにおける奴隷制度の始まりから19世紀の奴隷制・奴隷交易の廃止までの時代を扱い、様々な角度から論じるとともに、コラムや資料紹介を通じて、奴隷制の歴史が具体的に理解される工夫も行っている<sup>(7)</sup>。

リスボン市および市博物館が2017年に発行した小冊子『奴隷制の証言ーリスボン博物館におけるアフリカの記憶』においては、絵画や彫刻など、黒人奴隷及びアフリカ系住民の活動を今に伝える様々な証言とともに、1755年の震災以前のリスボンにおける奴隷制やアフリカ系住民に関する地誌の情報も掲載しており、リスボンがいかに奴隷制やアフリカ系住民の活動と結びついた都市であったか強調している<sup>(8)</sup>。

しかしながら、ポルトガルにおける奴隷制は18世紀後半に転機を迎える。1750年から77年の間、政治・経済・文化等、多方面に渡る諸改革を推進したポンバル政権下で、ポルトガル本国における奴隷制の廃止につながる二つの重要な法令が公布され、ポルトガル本国への奴隷輸送の禁止や、一定の条件下での奴隷身分からの解放が行われ、ポルトガル本国は、漸進的な奴隷廃止へと向かうことになる。

本稿では、先行研究を参照して、ポルトガルにおける奴隷について簡潔に整理した後、ポンバル期に出された二つの法令についてその内容と意義について検討する<sup>(9)</sup>。

## 1. ポルトガルにおける奴隷（16世紀～18世紀）

15世紀の海外進出と連動して開始された奴隷交易には、ポルトガル王権が深くかかわっていた。15世紀前半に大西洋・西アフリカ探索航海を後援したエンリケ親王（「航海王子」）が、1433年以降、アフリカ交易独占権付与されていたため、初期のアフリカからの奴隷取引は彼の拠点である南部の都市ラゴスで行われ、交易を統括する部局としてギネー商館（Feitoria dos Tratos de Guiné）が設置され、これがアルギン・ギネー商務院（Casa de Arguim e da Guiné）に発展する。エンリケの死後、リスボンに移転し（1463年）、インド

航路開拓後は、インディア・ギネー商務院 (Casa da Índia e Guiné) などの名称で呼ばれるようになったが、ここに、奴隷交易の監督と徴税を行う「奴隷商務院 (Casa dos Escravos)」が設置される (1486年)。この部局においては、徴税管理官 (almoxarife) が中心となって、奴隷交易の認可や奴隷輸入の監督、奴隷価格の査定と「4分の1税 (quarto)」 「20分の1税 (vintena)」の徴収を行った。やがて、1512年には奴隷交易船の荷揚げ港をリスボンに限定し、リスボンの玄関口にある王宮に隣接するインディア商務院および奴隷商務院が奴隷交易を統括するという仕組みが作られる。さらに、アフリカにおける奴隷交易は、原則として、王権の独占事業であったが、リスボンと西アフリカの各拠点間の交易を請け負う民間の商人 (外国人、新キリスト教徒など含む) による交易権の落札からも利益を得ていた。

年代	輸入総数	年平均
1440年～1550年	200,000	2,000
1550年～1600年	50,000	1,000
1601年～1700年	49,500	500
1701年～1763年	16,400～21,100	260～325
総数	300,000～50,000	

(出典：Silva, Filipa Ribeiro da, O Tráfico de Escravos para o Portugal Setecentista: Uma Visão a partir do “Despacho dos Negros da Índia, de Cacheo e de Angola” na Casa da Índia de Lisboa” in *Saeculum-Revista de História*, 29, 2013)

こうして、表①に示したように、1440年代のアフリカからの奴隷の流入の開始から、ポントバル政権によってポルトガル本国への奴隷輸送が法的に途絶した1763年までのおよそ300年間、ポルトガル本国に持ち込まれた奴隷の総数は、30万から50万と推定されている。

ポルトガル国内に連れてこられた奴隷は、ポルトガル各地に居住していたが、その地理的分布には一定の偏りがあった。16世紀半ば、首都リスボン、南部の主要都市エヴォラ、そしてアルガルヴェなどでは人口の10%程度、リスボン近郊やアレンテージョで5%程度とされているのに対し、北部地域では1～2%程度、ポルトガル全体で2.5%から3%とされている。このように、都市部と周辺地域、南部と北部で偏りが見られる。また、16世紀～17世紀、18世紀とにかけて、奴隷の人口は減少傾向にあったが、これは、表①に見られるようにポルトガルへの奴隷の流入量の減少とも関連している。都市においては、王族・貴族の使用人から、職人、船乗りなど様々な職業において奴隷が使役されていたが、中でも目立っていた職業が、カリャンデイラと称される独特の容器で頭にのせて汚物を運び川に捨てる奴隷であった。また、アレンテージョ、アルガルヴェにおいては、農作業・牧畜業に使役される奴隷も多数存在していた。こうして使役される奴隷の中から、逃亡奴隷も存在し、当時の新聞に逃亡奴隷に関する広告の掲載が確認されている。

その一方で、こうして隷属関係に置かれた奴隷たちは、カトリック教会の枠組みの中で自分たちの社会結合のかたちを実践していた。例えば、「黒人の信心会」の存在である<sup>(10)</sup>。近世ポルトガル社会は「社団国家」的性格を有しており、組合・結社による権利の保護・相互扶助が行われ、カトリック信仰に基づく兄弟会 (irmandade)・信心会 (confraria) がポルトガルの本国及び植民地・拠点で形成された。こうした動きと連動して、16世紀半ば以降、とくにリスボンにおいて、サン・ドミンゴ教会に設立された「黒人のロザリオの聖母信心会」など、アフリカ系の解放奴隷や奴隷から構成される信心会が形成される。これらは、教会・修道院の保護の下、独自の規約を持ち、慈善活動・相互扶助（病気、葬儀など）、祝祭への参加などを行っていたが、そうした活動と並んで注目すべきは、こうした信心会が奴隷・解放奴隷の権利保護を行っていたことである。遺言では解放されることになっていた奴隷が解放されないことへの異議申し立てや、国外への転売の防止、広場での奴隷の販売営業の保護など、様々な形で自らの権利を守るために活動していた。

このように、ポルトガルに連れてこられた奴隷たちは、ポルトガル社会の枠組みの中で、様々な活動に従事しながら、与えられた条件の下で生存戦略を繰り広げていたのである。

## 2. ポンバル改革と奴隷解放

### (1) ポンバルの「奴隷解放令」

以上のような状況下にあったポルトガルが奴隷交易と奴隷制廃止に向かう転機となったものが、ポンバル期に出された二つの法令である（本稿末尾に資料として訳出）<sup>(11)</sup>。

最初の法令は、1761年9月19日の勅令である。アジアやアフリカからポルトガル本国への奴隷輸送は、植民地における奴隷不足を引き起こし、植民地開発の妨げになっている一方で、本国においては、定職もなく、社会にとって無益かつ害悪な存在になっていると位置づけ、それに対する解決方法として、以下のような措置を決定している。アメリカ、アジア、アフリカといった植民地からポルトガル本国への奴隷輸送は、勅令公布後それぞれ所定の期限が来たならば禁止されること、そしてそれ以降ポルトガル本国にきた奴隷は、自由の身分となることであった。

二つ目の法令は、1773年1月16日の勅令である。1761年9月19日の勅令によって「本王国において黒人の奴隷化が永続化され続けているという大いなる害悪を防止した」にもかかわらず、ポルトガルの一部地域やアルガルヴェ（この時代のポルトガル本国は、名義的には、ポルトガルとアルガルヴェに二つの国から構成されていた）においては、奴隷制度が残存しており、さらに奴隷身分の母親から生まれた子供を奴隷としているため、奴隷の「再生産」を行っているとの認識に立ち、こうした弊害を取り除くため、以下のような措置を決定している。奴隷の身分が曾祖母にさかのぼるものについては、ただちに奴隷身分から解放されること、そして、この法令が公布された後に奴隷身分の母親から生まれた子供はすべて自由身分になることを定めている。これによって、永続的な奴隷の「再生産」は否定されることになった。さらに加えて、この法令では、「解放奴隷」という区別を撤廃し、奴隷身分から解放されたものは「すべての職務、名誉と尊厳にたいして資格を有するものとする」と定められた。

しかしながら、こうした奴隷解放と奴隷廃止に向けての法令に対して、以下のような問

題が生じている。まず1761年9月19日の勅令に対しては、海外植民地、とりわけブラジルから来航しリスボンに入港する船舶の乗組員の奴隷をどう扱うかという問題が生じた。これに対しては、その後出された法令によって、乗組員の奴隷は登録され、ポルトガルにおける業務終了後は直ちに帰港することが規定された。これは、ポルトガル本国では奴隷制の廃止に向けた法令が公布される一方で、植民地とりわけブラジルにおいては、砂糖プランテーション等に見られるように、奴隷労働力に基盤を置いた社会が形成され、ポンバル期においてもブラジルにおける奴隷解放は行われなかったということに起因している。さらに、奴隷の解放を恐れたポルトガル本国の奴隷所有者が奴隷をブラジルに売却する動きも見られた。

また、1773年1月16日の勅令に対する目立った反動としては、ポンバル失脚後、南部アレンテージョ地方からの嘆願がある。そこでは、奴隷解放の結果、働き手を失った農業経営者が、奴隷制の復活と奴隷所有を許可を王権に嘆願している。前述したように、ポルトガルにおいては、とりわけ南部地域において、その農業形態とも相まって、多くの奴隷が農地で使役されていたため、こうした嘆願が提出されたのだが、王室控訴院等での審理の末、却下されている。こうした「労働者不足」による奴隷制や奴隷輸入の復活というアイディアは、その後も検討されるなど、根強いものがあつたが、結局これらの法令は、その後も基本的には遵守されることになる。

このように、ポルトガル本国に新たに奴隷が供給されることはなく、奴隷身分の母親から奴隷身分の子どもが生まれるという「再生産」も禁止され、さらに「解放奴隷」という区分・差別も撤廃されることが定められたことから、法令公布後も奴隷身分に留まった存在が解放されるか死亡するかすれば、ポルトガルにおいて「奴隷」が消滅するという、ポルトガルにおける奴隷制の廃止に向けた重要な法令であり、Jorge Fonsecaの言を借りれば、まさに「一撃を加えたもの」であつた。

## (2) ポンバル改革における奴隷

この二つの法令によってポンバルは、後世、ポルトガルにおける奴隷制廃止・奴隷解放の先駆者として位置づけられることになった。現在、リスボン市内中心部のポンバル広場に屹立しているポンバル記念碑には、その台座となっている柱の側面にポンバルの業績を列挙しているのだが、ポンバル像の右手側面部「政治・社会の改革」と題された業績一覧の中に、「イエズス会の追放」や「ブラジルにおけるインディオ解放」と並んで「ポルトガルにおける奴隷制度の廃止」が刻まれている。また、ポンバル終焉の地であるポンバル市に設立された「ポンバル侯爵博物館」においても、1773年1月16日の勅令が展示されている。

こうした「奴隷解放の先駆者」として位置づけられているポンバルであるが、彼の政策においてはむしろそうした評価とは矛盾する側面が存在している。

ポンバル改革の柱の一つが、重商主義的な着想に基づく商業・産業の振興とポルトガルとその植民地の経済的発展を目指すものであつたが、その中で重要な政策が、独占権を付与された一連の特許会社の設立であつた。その最初のケースが、1755年に設立された「グラン・パラ&マラニャン総合会社」である。これは、1750年のスペインとの条約によってポルトガル領であることが認められたアマゾン河流域の植民・開発を目的として、ポルト

ガル王権の保護のもと、リスボンの大商人の資本によって設立された会社であり、当該地域での取引の独占権を付与されていたが、その会社の設立規約の中には、アフリカからこの地域に奴隷を導入することが含まれていた<sup>(12)</sup>。この会社自体はポンバル失脚後も活動を続け、アマゾン流域にアフリカ系の奴隷を導入し、この地域のプランテーション開発に重要な役割を担うことになる。

つまり、ポンバルは、植民地開発のために奴隷を導入する会社を設立させる一方で、本国においては奴隷輸入や奴隷制度を廃止するという一見矛盾する政策を行っているのである（しかも、そうした会社の株主に、ポンバルとその一族が名を連ねている）。

植民地期ブラジルの社会経済史の専門家António A. Novaisと、ポンバル研究者Francisco C. Falconは、「ポンバル期の政治・経済的枠組みの中でのアフリカ人奴隷制廃止」という論考の中で、18世紀ヨーロッパにおける反奴隷制的な動きの影響は認めるものの、一連の法令については、ポンバルの重商主義政策や産業振興政策との関連の中で位置づけることを提示し、本国への奴隷輸送を禁止することによって植民地、とりわけブラジルへの奴隷の補給を促し、その一方で、本国には自由身分の労働者を生み出し、「労働市場」を形成するとともに、購買力を持つ消費者を生み出すという、工業化政策のための目的があるとしている。

こうした経済史的な解釈と同時に、ポンバルは、「ブラジル先住民奴隷化禁止令」や「東インド人現地人差別撤廃令」、さらには15世紀末の強制改宗以来差別と迫害の対象とされてきた新キリスト教徒の差別撤廃令など、一連の啓蒙的な改革も行っており、1773年の法令の中の「解放奴隷」の区別・差別の撤廃に関する規定も、こうした流れの中に位置づけることが出来ることから、啓蒙的改革の側面も無視することは出来ない。

さらに、こうしたポルトガル本国での奴隷解放の動きが、奴隷制が温存されたブラジルにも一定の反響を及ぼしたことは、Luiz Geraldo Silvaの論考「自由の希望、啓蒙的奴隷制廃止の民衆的解釈（1773-1774）」が明らかにしている。そこでは、1773年の勅令を自由黒人のグループが情報共有し、それに基づいた奴隷制廃止の動きを当局が脅威に感じているという構図が見て取れる<sup>(13)</sup>。

## おわりに：奴隷制廃止に向けて

このように、16世紀から18世紀にかけて、アフリカ系黒人奴隷が流入し、奴隷や解放奴隷が様々な業種・職種で活動する社会を形成したポルトガル本国は、ポンバルによる一連の「奴隷解放令」によって奴隷制廃止と奴隷の消滅に向かうはずであった。そして、その後のポルトガル王権も、ブラジルから来る船員奴隷の取り扱いや、19世紀のブラジル独立の際に植民地からの引揚者が連れ帰った奴隷の問題に対処しながら、ポンバルの法令については概ね遵守している。しかしながら、ポルトガル本国における奴隷制度そのものの廃止は、1858年であり、すでに19世紀後半の近代化を目指す「刷新の時代」となっていた。また、植民地ブラジルの奴隷解放は、1888年まで持ち越すことになる。

今後は、ポルトガルにおける奴隷制研究の本格的な整理を行うとともに、18世紀を中心に奴隷関連の法令や言説を検討し、他国の動きとも比較しながら、奴隷制からポンバル改革の意義について再検討する一方で、19世紀前半における奴隷制廃止の過程についても検

討していきたい。

付記：本稿は科研費研究（基盤B）「地中海型奴隷制度の史的展開とその変容－隷属の多様性をめぐる比較史的研究」（研究代表・清水和宏九州大学文学部教授、2017年～2019年）に基づく研究成果の一端である。

（注）

- (1) Marques, A. H. de Oliveira, Retrato e Reverso do Reino de Portugal, in *Portugal Quinhentista: ensaios*, Quetzal, 1987, p.241.
- (2) Clenardus, Nicolas, *Correspondence de Nicolas Clénard*, Tome III, Plais des Académies, 1941, p.32.
- (3) Godinho, Vittrino Magalhães, Os Descobrimentos e a Economia Mundial, Volume IV, Editorial Presença, 1971.また、ポルトガル海洋帝国における奴隷制度と奴隷交易の広がりを概観したものとしては、疇谷憲洋「ポルトガル海洋帝国と奴隷」、弘末雅士（編）『越境者の世界史 奴隷・移住者・混血者』春風社、2013年、49頁～81頁
- (4) ソウザ、ルシオ・デ、岡美穂子『大航海時代の日本人奴隷 アジア・新大陸・ヨーロッパ』、中公叢書、2017.およびSousa, Lúcio de, *The Portuguese Slave Trade in Early Modern Japan, Merchants, Jesuits and Japanese, Chinese, and Korean Slaves*, Brill, 2018.
- (5) Lahon. Didier, *O Negro no Coração do Império, Uma memória a resgatar-Séculos XV-XIX*, Secretariado Coordenador dos Programas de Educação Multicultural-Ministério da Educação, 1999.
- (6) Fonseca, Jorge, *Escravos e Senhores na Lisboa Quinhentista*, Edição Colibri, 2010.
- (7) Caldeira, Arlindo Manuel, *Escravos e Traficantes no Império Português, O Comércio Negreiro Português do Atlântico durante os Séculos XV a XIX*, A Esfera dos Livros, 2013. Ibid, *Escravos em Portugal, das Origens ao Século XIX*, a Esfera dos Livros, 2017.
- (8) Testemunhos da Escravatura, A Memória Africana no Museu de Lisboa, Coleções Invisíveis, 2017.
- (9) ポルトガルにおける奴隷制の展開については、先述のLahon, Fonseca, Caldeiraの研究の他、Saunders, A.C.de C.M., *História Social dos Escravos e Libertos Negros em Portugal (1441-1555)*, I.N.C.M.,1994.やTinhorão, José Ramos, *Os Negros em Portugal, Uma presença silenciosa, Caminho (2.ª edição)*, 1988.も参照した。
- (10) Fonseca, Jorge, *Religião e Liberdade, Os Negros nas Irmandades e Confrarias Portuguesas (Séculos XV a XIX)*, Edições Humus, 2016.
- (11) ポンバルの法令の内容と位置づけについては、Falcon, Francisco C., Novais, Fernando A.,“A Extensão da Escravatura Africana em Portugal no Quadro da Política Económica Pombalina”, in *Trabalho Livre e Trabalho Escravo, Anais do VI Simpósio Nacional dos Professores Universitários de História*, Volume I, São Paulo,1973,

pp.405-431. および Fonseca, Jorge, As leis pombalinas sobre a escravidão e as repercussões em Portugal, in *Africa Studia*, No.14, 2010, pp.29-36. また、ポンバル期におけるポルトガル本国への奴隷交易については、Silva, Filipa Ribeiro da, O Tráfico de Escravos para o Portugal Setecentista: Uma Visão a partir do “Despacho dos Negros da Índia, de Cacheo e de Angola” na Casa da Índia de Lisboa” in *Saeculum-Revista de História*, 29, 2013, pp.47-73.

(12) Carreira, António, *As Companhias Pombalinas*, Editorial Presença, 1983.

(13) Silva, Luiz Geraldo, Esperança da Liberdade. Interpretações Populares da Abolição Ilustrada (1773-1774) , *Revista de História*, 144, 2001, pp.107-149.

### 【資料】

#### ① 「1761年9月19日の勅令」(部分訳)

余、王は、法としての効力を有するこの勅令を目にするものに以下のことを知らしめる。

余は、とある行き過ぎや乱れからもたらされる多くのそして大いなる不都合について聞き及んでいるのだが、それは、他の洗練された国々 (outras Cortes polidas) の法や慣習に反し、毎年、アフリカやアメリカ、アジアから、かくも異常な数の黒人奴隷が運ばれてきて、余の海外領土においては、土地や鉱山の開発にかなりの不足をもたらす一方で、この大陸ではただ奉公人 (moço de servir) の地位を占めるのみで、定職もないまま、安逸に身を任せ、その当然の結果として悪徳に陥るということである。

かくして、上述の不都合やその他余の国王としての措置にふさわしい事柄を、神と余、そして公共善への奉仕について熱心で、博識かつ細心な、余の顧問会議と控訴院の官僚たちに議論させたが、かれらの意見に余も同意した。

余は定める。この法令が交付された日より、アメリカ、アフリカ、およびアジアの港においては、アメリカとアフリカにおいては6か月、アジアにおいては1年が過ぎた後、いかなる港においても、このポルトガル及びアルガルヴェの王国に向けて、いかなる黒人男性あるいは黒人女性も、積み込んだり本王国で荷下ろししたりすることは出来ないものとする。さらに命ず。本王国に到着したすべてのものは、この法令の公布から数えて、上述の期限が過ぎた後は、この法令の恩恵によって、入港した場所の税関の管理役・吏員の証明書のほかには、奴隷解放状やその他の文書を必要とせず、解放され自由の身となるものとする。…。

(*Collecção Chronologica de Leis Extravagantes, Posteriores à Nova Compilação das Ordenações do Reino, Publicadas em 1603*, parte II, Tom. IV. Coimbra, 1819.より訳出)

#### ② 「1773年1月16日勅令」(部分訳)

余、王は、法としての効力を有するこの勅令を目にするものに以下のことを知らしめる。すでに1761年9月19日の勅令によって、本王国において黒人の奴隷化が永続化され続けているという大いなる害悪を防止した後も、アルガルヴェのすべて、そしてポルトガルのいくつかの地域では、かくも人間性と宗教の感情に欠けた人間がいて、あるものは自分よりも白いのに「黒人」という名の女奴隷、あるいは混血の女奴隷、あるいは本当に黒人



の女奴隷を自らの家に囲っているものがいまだに存在しているという確かな情報を持っている。しかもそれは、民法に基づけば、奴隷の母親の腹から自由身分の子どもは生まれないう口実の下に、かの連続しかつ利益の上がる結びつきから生まれた哀れなものたちの自由を奪い、罪深い取引を行って、こうした奴隷化を永続化させているということである。

そして余も、これまでかくも濫用されてきた同じくこの民法も、奴隷たちの子孫に対し、かれらには捕囚の身分であるという不幸な状態より他の罪はないのだから、神あるいは公権力に対する大逆というこの上なく恐ろしい罪を犯した最も嫌悪すべき罪人の子孫に対して法が定めているところの期間以上に、捕囚の身であるという不名誉を延長することは認めず、そしてまた、上述の奴隷化が余の臣民たちにもたらす破廉恥、かれらの間に掻き立てる混乱や憎悪、さらには、かくも悲惨なものたちが、自らの不幸な条件から、公職に対し、あるいは商業・農業、そしてまた他のすべての種類の取引や契約に対して不適格になっているということから、国家に対し、かくも多くの臣民が損なわれ、無駄にされ、無用になっているという害悪を考慮し、上述の不合理のすべてを防がしめるよう、これによって命ずる通り余は命ずる。

過去については、上述のような結びつきから生まれようと、あるいは正当な婚姻から生まれようと、その母親、あるいは祖母が奴隷であるもの、あるいは奴隷であったものについて、すべての男性奴隷そして女性奴隷は、奴隷の身分にあるものとするが、それはそのもの一代限りとする。しかしながら、その奴隷状態が曾祖母に由来するものは、その母そして祖母が奴隷の身分であったならば、解放され、自由であるものとする。また未来については、この法令の公布の日以降生まれたものすべては、その母あるいは祖母が奴隷であったならば、この法の恩恵により、全き自由をもって生まれたものとする。そして、上述のものすべては、余の父としての恵み深き措置によって自由の身となり、かつてローマ人の迷信が自らの慣習に打ち立てた「解放奴隷」という区別は、他のヨーロッパのすべての国々と同様、余の国においても、キリスト的統一と公的社会に在って認められないものとなっていることから、かかる区別をすることなく、すべての職務、名誉と尊厳にたいして資格を有するものとする。

(Silva, António Delgado da, *Collecção da Legislação Portuguesa, Legislação de 1763 a 1774*, Lisboa, 1829.より訳出)